

# 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する 修正案要綱

## 一 社会福祉充実計画の作成に関する努力義務の追加

(社会福祉法第 55 条の 2 関係)

社会福祉法人は、社会福祉充実計画に社会福祉充実事業の規模及び内容を記載するに当たっては、当該社会福祉法人が行う社会福祉事業に従事する者の処遇について、民間事業者の従業員の給与その他の事情を考慮して必要な改善措置を記載するよう努めなければならない旨の規定を追加すること。

## 二 退職手当金の支給に係る補助の見直しの延期 (附則第 1 条関係)

障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外することとする改正規定を別に法律で定める日まで施行しないこととする。

## 三 介護福祉士資格の取得制度の見直しに関する検討の追加

(附則第 35 条関係)

政府は、平成 32 年度までに、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の施行の状況、介護サービスに従事する者の処遇の改善その他の介護サービスに従事する者を取り巻く状況の変化等を勘案し、養成施設を卒業した者に係る介護福祉士となる資格の取得に関する制度の見直しについて検討を加え、必要があると認めるときは、准介護福祉士の制度の導入に係る改正規定の施行の延期及び養成施設を卒業した者に係る介護福祉士となる資格の取得に関する経過措置の期限の延長を含め所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

## 四 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。